

各位

2026年4月27日
株式会社ストラテジックキャピタル
代表取締役 丸木強
MAIL : info@stracap.jp

日本製鉄株式会社（東証プライム：コード5401）及び大阪製鐵株式会社（東証スタンダード：コード5449）への株主提案及び特集サイトの開設について

弊社は、INTERTRUST TRUSTEES (CAYMAN) LIMITED SOLELY IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF JAPAN-UP（以下「ファンド」といいます。）と投資一任契約を締結しており、ファンド及び弊社（以下「SC」又は「提案株主」と総称します。）は、日本製鉄株式会社（以下「日本製鉄」といいます。）及びその上場子会社である大阪製鐵株式会社（以下「大阪製鐵」といいます。）の株主です。

日本製鉄と大阪製鐵は共に上場企業であり親子上場となっています。日本製鉄は、直近約1年間で上場子会社であった山陽特殊製鋼株式会社、及び黒崎播磨株式会社を完全子会社化した一方、大阪製鐵の保有株式は一部売却する等、その対応には一貫性がなく、上場子会社の保有方針自体について議論がなされた形跡もありません。

上記の日本製鉄の対応を鑑みると、大阪製鐵は日本製鉄にとって重要性の低い子会社であることが推認されますが、両社は大阪製鐵の上場維持に固執しています。また、大阪製鐵はPBR1倍割れが常態化しており、上場を維持するのであれば抜本的な経営改革を行うことが急務であるところ、日本製鉄が依然として過半の議決権を保有していることもあり、株主価値を棄損し続ける状態から脱却しようとしていません。

このような状況を鑑み、SCは今般、両社に対し、来る6月開催予定の定時株主総会において株主提案権を行使する書面を発送いたしましたので、本件を下記のとおり公表いたします。

5月11日に開設予定の特集サイトでは、提案の背景及び提案に関する詳細な説明を掲載いたします。特集サイト開設は、弊社ホームページ (<https://stracap.jp/>)にてお知らせいたします。

記

日本製鉄に対する株主提案の議題と概要

議題1. 上場子会社戦略検討委員会の設立に係る定款変更の件

（概要）上場子会社の保有方針等を検討する委員会を設立すること。

大阪製鐵に対する株主提案の議題と概要

議題1. 特定の株主からの自己株式取得の件

（概要）日本製鉄が保有する全ての大阪製鐵株式を他の株主に対して特に有利としない価格で自己株式として取得すること。

議題2. 剰余金を処分する件

（概要）DOE8%の配当を行うこと。

以上

日本製鉄に対し提案する議題の内容（全文）及び理由（全文）

[1] 提案する議題の内容（全文）

1. 上場子会社戦略検討委員会の設立に係る定款変更の件

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

第4章 取締役及び取締役会

第29条 取締役会は、取締役会による意思決定の支援を行う上場子会社戦略検討委員会（以下この条において「委員会」という。）を取締役会の下に設置する。

2. 委員会は、取締役会の決議により選定された5名以上の本会社の取締役で構成され、その過半数は社外取締役とする。

3. 委員会は、本会社が親会社となっている上場子会社の代表取締役その他委員会が必要と認める者に対し、委員会への出席及び説明を求めることができる。

4. 委員会は、本会社及び本会社の上場子会社の株主価値の最大化並びに上場子会社の少数株主の利益保護の観点から、次の各号に掲げる事項を審議し、その結果を取締役会に答申する。

（1）上場子会社の保有方針（本会社による上場子会社の完全子会社化、本会社が保有する上場子会社の株式すべての売却、上場子会社の上場維持を含むがこれに限られない。）

（2）上場子会社の上場を維持する場合、その理由及び上場を維持することによる本会社及び上場子会社の株主価値向上への具体的な貢献内容

（3）上場子会社において、その経営の規律が保たれ、かつ、上場子会社の少数株主の利益を保護できるガバナンス体制となっているか

（4）上場子会社の前事業年度中の最終取引日時点のPBR（普通株式の株価を1株当たり連結純資産（発行済株式数から自己株式数を控除するほか、企業会計基準適用指針第4号「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」に従い算定した数値をいう。）で除して算定した数値をいう。）が1倍未満である場合又は前事業年度末の自己資本利益率が8%未満である場合における、当該上場子会社の経営計画、資本政策及び株主価値向上策の妥当性

5. 委員会の開催は四半期に1回以上とし、委員であれば誰でも招集することができる。委員会の決議は、議決に加わることができる委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。その他、委員会の招集及び開催に関する手続の詳細、任期その他の事項は、委員会において定める上場子会社戦略検討委員会規則による。

6. 委員会の活動に要する費用は、本会社の負担とする。

[2] 提案する議題の理由（全文）

1. 上場子会社戦略検討委員会の設立に係る定款変更の件

当社は2025年以降、2社の上場子会社を完全子会社化した一方、大阪製鐵株式会社の保有株式は一部売却しつつ上場を維持しており、その対応には一貫性がなく、子会社の資本コストを高めている。

それにもかかわらず、当社の取締役会では、上場子会社の保有方針自体について議論がなされたことはないようである。

しかしながら、当社はUSスチールの買収により巨額の投資資金が必要となり、足元では転換社債型新

株予約権付社債も発行しており、不要な上場子会社については保有株式を売却し必要資金に充当することも検討すべきである。

そもそも、親子上場は、少数株主の保護に欠けるなどの問題点を東証から指摘されており、この歪な保有形態に関し取締役会で何ら議論されていないことも問題である。

そのため、当委員会を設立し、当社のグループ戦略、資本政策及び上場子会社の少数株主保護等の観点から上場子会社の保有方針を検討する仕組みを整備すべきである。

大阪製鐵に対し提案する議題の内容（全文）及び理由（全文）

[1] 提案する議題の内容（全文）

1. 特定の株主からの自己株式取得の件

（1）取得する株式の種類

普通株式

（2）取得する株式の数

16,629,030株（但し、後記（4）本文に基づいて算定した取得と引換えに交付する金銭の総額（以下「調整前自己株式取得総額」という。）、当社が提案する剰余金配当議案が可決されて配当財産として割り当てられる金額及び当社取締役会が会社法459条1項に基づき決議した剰余金の配当において配当財産として割り当てられる金額の合計額（以下まとめて「当社配当総額」という。）並びに議案2が可決されて配当財産として割り当てられる金額の総額（以下「提案株主配当総額」という。）を合計した金額が、本総会の日または取得についての契約締結日における会社法461条に定める分配可能額（以下「分配可能額」といい、2つの金額が異なる場合、いずれか低いほうの金額とする。）を上回る場合、取得する株式の数は、調整前自己株式取得総額から、（ア）調整前自己株式取得総額、（イ）当社配当総額及び（ウ）提案株主配当総額の3つを合計した額が分配可能額を上回る差額（以下「剰余金調整額」という。）を控除した金額を、本総会の開催日前日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の最終価格（当該日に売買取引がない場合又は当該日が当該市場の休業日に当たる場合にあっては、その後最初になされた売買取引の成立価格）で除した数（1株未満切捨て）とする。）

（3）取得と引換えに交付する金銭等の内容

金銭

（4）取得と引換えに交付する金銭等の総額

本総会の開催日前日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の最終価格（当該日に売買取引がない場合又は当該日が当該市場の休業日に当たる場合にあっては、その後最初になされた売買取引の成立価格）に、取得する株式の数を乗じた金額（前記（2）において「調整前自己株式取得総額」と定義したもの。）とする。但し、（ア）調整前自己株式取得総額、（イ）当社配当総額及び（ウ）提案株主配当総額の3つを合計した金額が分配可能額を上回る場合、取得と引換えに交付する金銭の総額は、調整前自己株式取得総額から剰余金調整額を控除した額とする。

（5）株式を取得することができる期間

本総会終結の日から2026年9月30日まで

（6）取得する相手方

日本製鉄株式会社

なお、自己株式の取得にあたって株式1株と引き換えに交付する金銭等の額は、会社法第161条及び会社法施行規則第30条1号により算定されるものを超えないため、取得する相手以外の株主には、会社法第160条の第2項及び第3項による売主追加議案の請求権は生じない。

2. 剰余金を処分する件

期末配当に関する事項

（1）配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

第48期末における1株当たり純資産（発行済株式数から自己株式数を控除するほか、企業会計基準適用指針第4号「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」に従い算定した数値をいう。）の金額（小数点以下切り捨て。以下同じ。）に0.08を乗じた金額から、第48回定時株主総会において可決された当社取締役会が提案した剰余金処分に係る議案（以下「会社側利益処分案」という。）に基づく普通株式1株当たり配当金額及び当社定款39条に基づいて第48回定時株主総会の開催日までに2026年3月期末の剰余金の処分（処分の予定を含む。）として当社取締役会が決定した普通株式1株当たりの配当金額（以下合わせて「会社配当金額」という。）を控除した金額を、会社配当金額に加えて配当する。

なお、配当総額は、当社の第48回定時株主総会の議決権の基準日現在の配当の対象となる株式数を乗じた額となる。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

当社の第48回定時株主総会の開催日の翌日

なお、本議案は、第48回定時株主総会に会社側利益処分案が提案された場合、同提案とは独立かつ同提案と両立するものとして、追加で提案するものである。

[2] 提案する議題の理由（全文）

1. 特定の株主からの自己株式取得の件

本議案では、当社の親会社である日本製鉄株式会社（以下「日本製鉄」という。）が保有する全ての当社株式を当社が取得することを求めている。

当社では、少数株主の利益毀損等の親子上場の典型的な弊害が生じており、当社の株価は長期的に低迷している。そのため、提案株主は当社および日本製鉄に対し、日本製鉄が当社を完全子会社化することにより、親子上場を解消するよう求めてきた。

しかしながら、日本製鉄は、2025年以降、上場子会社2社を完全子会社化した一方、保有する当社株式の一部を売却している。

当社が日本製鉄にとって有益な子会社なのであれば、他の子会社同様に完全子会社化することが合理的であるが、当社についてはその真逆の対応を行っており、当社は日本製鉄にとって不要な子会社であることが推認される。

そのため、当社は、日本製鉄の保有する全ての当社株式を取得し、日本製鉄から独立した企業として株主価値向上を目指すべきである。

2. 剰余金を処分する件

提案株主は、当社の親会社である日本製鉄が当社を完全子会社化することが、当社の少数株主にとって最善であるが、仮に当社が日本製鉄にとって不要な子会社なのであれば、前号議案の通り、日本製鉄が保有する全ての当社株式を当社が取得すべきであると考えている。

当社は親子上場を維持することに固執しているが、当社のPBRは15年以上、解散価値である1倍を上回ったことはなく、足元のPBRは僅か0.6倍程度に留まる。

今後も上場を維持するのであれば、早期にPBR1倍割れの解消を行うことが求められるが、当社の中

期経営計画はROE目標が僅か5%であり、この目標を達成してもPBR1倍割れの解消は困難である。

また、足元では業績不振に陥っており、この低い目標の達成すら不透明な状況にある。

当社の自己資本比率は約73%と高すぎる水準にあり、配当方針をDOE8%に変更することで、資本効率の改善、資本コストの低下を図るべきである。

以上